

平成29年7月11日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の
直接交付方式に係る補填金単価（概算払）について
【平成29年5月分】

平成29年5月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）第6の9及び附則10の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、平成29年8月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	44,800円	36,500円

- 注1：平成26年度から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付と合わせて行います。
- 2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。
- 3：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：中野、井上、小笠原
電話：03-3583-8562

(参考1)

平成29年度 牛マルキン補填金算定基礎

【平成29年5月】

(単位：円/頭)

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益 (A)	1,211,592	682,524	438,429
生産コスト (B)	1,118,953	743,620	489,066
差額 (C) = (A) - (B)	92,639	△ 61,096	△ 50,637
暫定補填金単価 (D) = (C) × 0.8	—	48,800	40,500
補填金単価 (概算払) (D) - 4,000	—	44,800	36,500

粗収益 (A) = ① + ②	1,211,592	682,524	438,429
主産物価格 ① = a × b	1,201,536	676,700	434,044
枝肉市場価格 (円/kg) a	2,384	1,340	982
枝肉重量 (kg) b	504	505	442
副産物価格 ②	10,056	5,824	4,385
生産コスト (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	1,118,953	743,620	489,066
物財費 ③	1,014,845	688,520	452,706
もと畜費	662,109	355,762	200,944
飼料費	286,008	286,890	217,891
流通飼料費	284,544	286,070	216,350
麦類	10,816	985	718
とうもろこし	9,581	809	1,137
ふすま	8,806	659	336
かす類	7,526	5,823	965
配合飼料 (暫定値)	204,337	245,335	189,470
稲わら	23,937	12,461	9,631
その他	19,541	19,998	14,093
牧草・放牧・採草費	1,464	820	1,541
敷料費	11,539	8,698	8,419
光熱水料及び動力費	10,290	8,177	6,598
その他の諸材料費	182	309	272
獣医師料及び医薬品費	8,160	3,651	2,733
賃借料及び料金	4,287	2,689	3,210
物件税及び公課諸負担	4,760	2,569	1,939
建物費	11,923	9,099	5,394
自動車費	5,504	3,168	1,489
農機具費	8,464	6,760	3,215
生産管理費	1,619	748	602
労働費 ④	80,847	39,329	25,030
家族	74,090	33,817	21,577
費用合計 ⑤ = ③ + ④	1,095,692	727,849	477,736
支払利子 ⑥	12,266	5,520	2,372
支払地代 ⑦	413	151	202
と畜経費 ⑧	10,582	10,100	8,756

注1：補填金単価は100円未満切り捨て。

2：平成26年度より、消費税抜きで算定。

(参考2)

主産物価格の内訳
【平成29年5月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	2,374	507
	相対取引等	2,437	488
	計	2,384	504
交雑種	28市場	1,319	507
	相対取引等	1,396	497
	計	1,340	505
乳用種	28市場	966	447
	相対取引等	987	441
	計	982	442

注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。

2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

3 平成26年度から、消費税抜きで算定。

【肉専用種】

北海道、岩手県（日本短角種を除く）、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、高知県

【交雑種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県